

○ 開催日時 令和元年12月16日(月) 午後4時00分から

○ 開催場所 錦江町役場 会議室

○ 出席委員(農業委員15人、農地利用最適化推進委員9人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一麿
委員	3番	鍋 康博
〃	4番	鳥越 秀一
〃	5番	徳永 哲朗
〃	6番	坂元 博美
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	安水 純一
〃	9番	元丸 敏朗
〃	10番	貫見 和洋
〃	11番	毛下 利美
〃	12番	内菌 雄治
〃	13番	宿利原 進
〃	14番	本釜 好子
〃	15番	平原 榮

農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	安水 峯晴
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己
〃	弓指 義洋

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第43号 農地法第3条許可申請について

議案第44号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議 長	<p>只今より令和元年12月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に4番 鳥越委員と5番 徳永委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>先ず、議案第43号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第43号について説明します。</p> <p>先ず、受付番号15号の譲渡人は、S・Fさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は神川字曲迫4894番、地目は畑、地積は1,448㎡と、神川字曲迫4904番、地目は畑、地積は5,7178㎡で、2筆の合計は7,165㎡となっています。</p> <p>譲受人はS・Aさん、K市在住の方です。</p> <p>この申請は贈与による所有権移転となっています。</p> <p>S・Aさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地67,663㎡、小作地9,939㎡で、茶を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、摘採機、防除機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、5番 徳永委員です。</p> <p>次の受付番号16号の譲渡人は、S・Kさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字前目2112番6、地目は畑、地積は1,259㎡となっています。</p>

	<p>譲受人はF・Tさん、K自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>F・Tさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地5,057㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター、管理機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、12番 内菌委員です 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号15号について、5番 徳永委員をお願いします。</p>
5 番 徳永委員	<p>はい。報告します。S・Fさんと譲受人のS・Aさん、これはご夫婦です。場所は茶畑になっております。ご主人のFさんが体調を壊されたものですから、とりあえず名義を奥さんにしておこうということでの名義変更的な贈与になります。実際の作業は、Fさんが体調を見ながら作業をされますので、現状と何ら問題は無いというふうに判断しております。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号14号について、12番 内菌委員をお願いします。</p>
12番 内菌委員	<p>はい。譲受人のF・Tさんは機械装備も確保しており、農業従事日数も150日以上で、農地も周りも綺麗で、何ら問題は無いと思います。審議の程をよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
2 番 鈴 委員	<p>これは金額は。</p>
12番 内菌委員	<p>反当〇万円です。</p>
5 番 徳永委員	<p>こんなに安いのか。</p>

1 2 番 内菌委員	はい。交換みたいなものです。
5 番 徳永委員	これが相場にはならないですね。
事務局	ならないです。
議 長	他に質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第 4 3 号を採決します。 お諮りします。 議案第 4 3 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 4 3 号については、原案のとおり決定しました。
議 長	次に、議案第 4 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 お諮りします。 会議資料のとおり、今回は 7 2 筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を 5 回に分けて行い、事務局説明と調査員の報告は継続の案件を省略し、新規のみの案件だけとして、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第44号のうち、受付番号277号から296号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第44号のうち、受付番号277号から296号までについて説明をいたします。</p> <p>まず、受付番号277号から279号までは、継続の案件ですのでお目通しください。</p> <p>次の受付番号280号の貸し人はM・Rさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、馬場字芝山452番1、地目は田、地積は1,148㎡となっています。貸付期間は令和元年12月16日から令和6年12月14日までで、小作料金は米(粳)6俵となっています。</p> <p>借り人は、M・Tさん、R自治会在住の方です。M・Tさんの経営状況は、世帯員6名、農業従事者2名、自作地7,753㎡、小作地31,597㎡で、水稻、バレイショ、野菜を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター2台、軽トラック、田植機、動噴、移植機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、4番 鳥越委員です。</p> <p>次の受付番号281号から288号までは、継続の案件ですのでお目通しください。</p> <p>次の受付番号289号の貸し人はM・Hさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は、田代麓字久木野5177番12、地目は田、地積は2,279㎡のうち1,200㎡となっています。貸付期間は令和元年12月16日から令和4年12月14日までで、小作料金は、受付番号288号と合わせて米(粳)4俵となっています。</p> <p>借り人は、W・Mさん、O自治会在住の方です。W・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地33.㎡、小作地1,147㎡で、水稻を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、バインダー、ハーベスター各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、6番 坂元委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>まず、受付番号280号について、4番 鳥越委員をお願いします。</p>

<p>4 番 鳥越委員</p>	<p>はい。この土地は元々M・Mさんという方が作られていたんですけども、今度仕事の都合で、元々兼業農家であられて、仕事の都合でどうしても兼業も出来ないということで、いとこのM・Tさんの方にお願いしました。快く作ってくれるということで、Mさんについては、ブロッコリー、キャベツ、いろんな野菜を作っておられて、圃場の方も良く管理されておりますので、何ら問題は無いかと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 次に受付番号289号について、6番 坂元委員お願いします。</p>
<p>6 番 坂元委員</p>	<p>はい。報告します。この農地は今まで他の方が作っておられたんですけども、もう作れないということで、隣に作っていたW・Mさんにお願いしまして了解をしてもらったところです。面積が2,279㎡のうち1,200㎡となっていますが、残りはちょうど田んぼの横を流れている川の河川敷まで面積になっているということで、未だ地籍が終わっていないものですから、おおよそ1,200㎡ということで判断をしたところです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第44号のうち、受付番号277号から296号までを採決します。 お諮りします。 議案第44号のうち、受付番号277号から296号までをについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第44号のうち、受付番号277号から296号までについては、原案のとおり決定しました。</p>

議 長	<p>次に、議案第44号のうち、受付番号297から328号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第44号のうち、受付番号297号から328号までについて説明をいたします。</p> <p>まず、受付番号297号から303号までは、継続の案件ですのでお目通しください。</p> <p>次の受付番号304号から307号までの貸し人はK・Yさん、I自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、304号が田代川原字桑木ケ迫4285番1、地目は畑、地積は1313㎡、305号が田代川原字桑木ケ迫4285番2、地目は畑、地積は1270㎡、306号が田代川原字桑木ケ迫4285番4、地目は畑、地積は1023㎡、307号が田代川原字桑木ケ迫4285番7、地目は畑、地積は957㎡で、4筆の合計が4,563㎡となっています。貸付期間は令和元年12月16日から令和6年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>借り人はK・Tさん、U自治会在住の方です。K・Tさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、小作地53,569㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター、乾燥機各3台、コンバイン、軽トラック各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、9番 元丸委員です。</p> <p>次の受付番号308号から328号までは、継続の案件ですのでお目通しください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、9番元丸委員をお願いいたします。</p>
9 番 元丸委員	<p>はい。この土地は以前、別な人が借りていた訳ですが、後2年間契約が残っていましたが、管理が良く出来ていないということで、この貸し人のKさんの方から、もう返してくださいという話がありましたので、お互い話し合いをしまして合意解約をしたところです。その後いろいろ借り手を探しておりましたが、中々見つからなくて、最後になって柿迫光樹が、ただであったら作っても良いということでありましたので、Kさんに話したところ、荒らさなければ良いということでしたので、今回、契約をしたところです。このKさんは何回も出れ来る人ですが、若いですが、やる気のある人で、面積もたくさん確保しておりますけれども、管理も良く出来ておりますので、何ら</p>

	問題は無いと思います。よろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
3 番 鍋 委員	この場所は、Kさんの家の裏のあそこですか。
9 番 元丸委員	はい。抜根をした跡です。 このKさんも自宅の近くだから、荒れていると見るのがつらいということで、どうにかして下さいということでした。
議 長	ほかにありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第44号のうち、受付番号297から328号までを採決します。 お諮りします。 議案第44号のうち、受付番号297から328号までをについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第44号のうち、受付番号297から328号までについては、原案のとおり決定しました。
議 長	ここで、12番 内菌委員、13番 宿利原委員、15番 平原委員の退席を求めます。 「内菌委員、宿利原委員、平原委員退席」

議 長	<p>次に、議案第４４号のうち、受付番号３２９号から３３１号までを議題とします。</p> <p>受付番号３２９号から３３１号までについては継続の案件です。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第４４号のうち、受付番号３２９号から３３１号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第４４号のうち、受付番号３２９号から３３１号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第４４号のうち、受付番号３２９号から３３１号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで、内菌委員、宿利原委員、平原委員の入室と、竹原推進委員の退席を求めます。</p> <p>「内菌委員、宿利原委員、平原委員の入室、竹原推進委員退席」</p>
議 長	<p>次に、議案第４４号のうち、受付番号３３２号から３３６号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第４４号のうち、受付番号３３２号から３３６号までについて説明をいたします。</p> <p>先ず、受付番号３３２号については、継続の案件ですのでお目通しください。</p>

事務局	<p>次の受付番号333号から336号までの貸し人はI・Mさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、333号が神川字帰り山6399番1、地目は畑、地積は2,512㎡、334号が神川字金吹谷岡6413番1、地目は畑、地積は3,346㎡、335号が神川字金吹谷岡6418番9、地目は畑、地積は2,423㎡、336号が神川字金吹谷岡6418番10、地目は畑、地積は2,582㎡で、4筆の合計が10,863㎡となっています。貸付期間は令和元年12月16日から令和4年12月14日までで、小作料金は、333号が20,000円、334号が30,000円、335号が20,000、336号が20,000円となっています。</p> <p>借り人は、T・Mさん、U自治会在住の方です。T・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が2名で60日、自作地43,476㎡、小作地55,396㎡で、甘藷、干し大根、露地野菜を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター3台、管理機2台、ハーベスター・ショベル・マニアスプレッダー・移植機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、13番 宿利原委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、13番 宿利原委員お願いいたします。</p>
13番 宿利原委員	<p>借り人のT・Mさんは、皆さんご承知の通り推進委員のTさんで、さつま芋を中心に大規模に営農をされていて、何ら問題は無いと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第44号のうち、受付番号332号から336号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第44号のうち、受付番号332号から336号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第44号のうち、受付番号332号から336号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>ここで、竹原推進委員の入室を求めます。</p> <p>「竹原推進委員入室」</p>
議長	<p>次に、議案第44号のうち、受付番号337号から348号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第44号のうち、受付番号337号から348号までについて説明をいたします。</p> <p>受付番号337号から348号については、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。</p> <p>お手元の配分計画案をご覧ください。</p> <p>左側が利用権設定対申請地、中ほどが再配分条件、右側が再配分予定者、そして一番右側が協力金対象欄となっています。一番真ん中のところが従前の耕作者ということで、利用権設定契約という中で基盤法によるという記載があるものについては、基盤法から中間管理事業への乗り換えでございます。</p> <p>今回は令和元年度第6期ということで、貸付の始期は令和2年2月1日からということになります。</p> <p>説明については以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第44号のうち、受付番号337号から348号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p>

	議案第44号のうち、受付番号337号から348号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第44号のうち、受付番号337号から348号までについては、原案のとおり決定しました。
議長	以上で、令和元年12月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

4 番

5 番

議事録調整者 窪 和人